

午前10時30分開会

○池田委員長 おはようございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

本日の日程及び資料を、昨日、皆様にお送りいたしております。報告事項は7件でございます。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。（1）令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、執行機関からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 では、保健福祉部資料1に基づきまして、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてご説明させていただきます。

まず、1番の事業の概要でございますが、今回の令和4年度の給付金事業につきましては、先行している、これまで委員会でご報告してまいりました令和3年度の給付金事業におきまして、家計急変世帯、すなわち令和3年度の住民税非課税世帯ではないながら、令和3年1月以降に収入が急減し、非課税世帯と同等の世帯におきまして、受給資格があるにもかかわらず申請していないことにより、受給ができていない世帯につきまして、令和4年度の住民税課税情報を活用した、1世帯10万円のプッシュ型給付を行うものでございます。

次に、2番の内容に参りまして、表をご覧ください。

まず、対象世帯は、（1）令和4年度の住民税非課税世帯でございます。なお、下の（ア）（イ）にございますように、世帯全員の住民税が非課税であること、また、世帯全員について、過去、本給付金の支給を受けていない条件を満たす必要がございます。

そのまま横に行きまして、この住民税非課税世帯の世帯数は、約470世帯でございます。

そのまま横に参りまして、給付方法は、対象の世帯に区から案内書、確認書を送付いたしまして、確認書を返送していただき、希望の口座にお振り込みいたします、いわゆる申請不要のプッシュ型給付をいたします。なお、本区で非課税情報や給付の情報が確認できない方につきましては、申請書による給付となります。

次に、表の下段に参りまして、対象世帯の（2）家計急変世帯。この家計急変世帯は、令和4年1月以降に収入が急減して、住民税非課税世帯と同等なる世帯でございますが、対象世帯は、横に参りまして約120世帯でございます。

横に参りまして、給付方法は、収入の急減を証明する書類を添付して、申請書による申請をしていただきます。

以上で、対象者の合計は約590世帯でございます。

恐れ入りますが、裏面に移っていただきまして、3番、今回の給付金等事業費、歳出でございますが、これは合計が6,777万2,000円でございます。内訳は、給付金部分が5,900万円、そして事務費が877万2,000円でございます。この事務費部分の内容といたしましては、この事業のためのコールセンター運営や受付の業務委託費、郵便料金や振込手数料などでございます。

そして、この歳出につきましては、できる限り対象者の皆様に速やかに給付ができるよ

うに、予備費をもって支給の準備を進めているところでございます。

なお、その下の米印でお示ししていますように、この事業に関しましては、10分の10が国庫補助事業でございますので、歳入につきましては同額の歳入を計上いたします。

次に、4番に参りまして、最後に事業スケジュールでございますが、これも表をご覧ください。今月6月でございますが、既に税情報に関するデータなどの抽出整理作業に入っております。そして、今後でございますが、6月20日に区のホームページ及び広報千代田6月20日号で周知をいたします。そして6月30日には、対象となる住民税非課税世帯に対して、ご案内と確認書を送付いたします。そして、3か月後となります9月30日に、確認書または申請書の期限を設定しております。

簡単ではございますが、以上が資料の説明でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○河合委員 この対象世帯なんですけども、(2)番の家計急変世帯。これ前は、1か月でも収入がゼロになったとか、そういうときに、その月を申請して給付をもらったということなんですけども、その申請した次の月に、また再就職しても、それはカウントしないというところだったんですけども、今回も同じような方法で、支給の世帯を選出するんでしょうか。

○大松生活支援課長 はい。ただいまご指摘のあったとおりでございます。

○池田委員長 はい。

○河合委員 分かりました。

○池田委員長 よろしいですか。

○河合委員 うん。そういうことね。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○米田委員 昨年度の分、6月に確定するから新たに送るよということだろうと、そういうことだと思っております。それはそれでしっかりプッシュ型でやっていただきたいなと思っております。ただ、これまでの申請等をやっていただく中で、まだ漏れている方がいらっしゃると思うんです。その方に対して、区としてどのような取組をやっているか、あれば教えていただきたいんですけども。

○大松生活支援課長 今のご指摘でございますが、まず、非課税世帯の令和3年度の確認書は、5月31日で締切りを迎えておりますが、その後、区の広報のほうで9月30日まで、申請書による申請を受け付けますという広報を出しております。

また、お問い合わせがあった場合、随時申請書でお送りして受け付けというのもやっておりますし、また、特に生活保護世帯で、これがですね——あ、失礼します。生活保護世帯では、既に6月1日現在で94.5%まで支給のほうは終えておりますが、この、まだ支給のほうが終わっていない方につきましては、こちらのほうから改めて申請書を送る、また、そして担当のケースワーカーと連携して、申請のほうを促進、促すような努力をしております。

○米田委員 はい。ありがとうございます。漏れた方は、区としても、もう一回書類を送っていただいて確認していただいていると。また、その場合も、9月30日まで大丈夫だということをしっかり言ってもらって、再申請するようにやっていただいているというこ

とでよろしいですよ。はい。

じゃあ、またそのまま続けますけど、基本的にはもう、困っている方ですんで、しっかり漏れのないよう、また新たな取組と一緒にやっていただきたいと思いますけど、よろしいですか。

○大松生活支援課長 はい。ただいまご指摘を受けましたように、周知、あと、問合せその他に対しましても、柔軟に、しっかり、取りこぼしのないように努めてまいります。

○池田委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 3階の相談のお部屋ですかね。そこで、この給付についてのお部屋が用意してあるんですけども、そこのお部屋というのは、相談にいらっしゃる方が直接、予約なしでいらっしゃるのか、予約されて来ているのかというところを分かったら教えていただきたいんですが。

○大松生活支援課長 特に予約をしないといけないということはありませんで、あらかじめ何月何日ぐらいに来るという電話を入れて来られる方もおられますし、また、特にそういうのがない方でも、対応しております。

○長谷川委員 恐らく、そういう、こういう給付のお知らせが行くので、ほとんどの方は分かるかなと思うんですけども、そういう相談に対して丁寧にやっていただきたいのが一つ。

あと、もう一つなんですけれども、福祉課のほうで、あそこの相談とかでお部屋を使うことがあるのかなと思うんですけども、その兼ね合いについて、ちょっと、気になった点があったので。以前、障害者福祉課のほうで相談があったときに、あそこのお部屋は、基本的には、相談のところで使っているというようなお話があったんですけども、その使い方というか、保健福祉部の場所としての使い方が、予約なしでというようなことだったので。そうすると、ほかの業務との兼ね合いが大丈夫かなと思ったので、ちょっと、そのところが心配になりました。教えてください。

○大松生活支援課長 まず1点、問合せにつきましては、今後とも丁寧にやってまいります。で、もう一つ、相談室等の使用の兼ね合いでございますが、この本給付金の業務をやっている相談室については、もう給付金の専用に期限までなっておりますが、そのほかには四つ、複数の相談室がございまして。これは、それぞれ私どもの生活支援課だけではなく、ほかの保健福祉部で使うことができますので、特に、この相談コーナーが、今、私どもで使っている相談室が給付金でふさがっているから、ほかの保健福祉部の事業の相談に差し支えるということはありません。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。安心しました。やっぱり保健福祉部のほうは、生活支援のほうであったりとか、様々ご相談があると思うんですね。それではカウンターではやっぱりお話ししづらいところがあったり、まあ、あそこも声が聞こえてしまうというようなことがあるかもしれないんですけども、そういう配慮については、丁寧にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○池田委員長 はい。答弁お願いいたします。

今、長谷川委員が言われた、指摘したところによると、相談の部屋が、小部屋が幾つかあるとは言いながらも、やはりその事情によって、なかなか、使っていたりとか、使われ

ていたりというところがあって、どうしても緊急に行ったときに、対応をちゃんとしてくれているんですかというような心配もあるので、改めて確認の答弁をしていただきたいと思います。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。その複数の部屋の兼ね合いは、また私どもも生活支援課で専用を持っている相談室もございますので、そういったご相談がほかの部署からあれば柔軟に対応して、突然来た方も、その相談がしにくいことがないように、やってまいります。

○長谷川委員 はい。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○西岡委員 今回の臨時特別給付金に限らないことではあるんですけども、各個人に口座振込をすると。そうなった場合に、ほかの、今回自治体でも多額の給付金を1人の方に振り込んでしまうとかミスがありましたけれども、本区でのこういう個別案件での振込のシステムというのを、改めて再チェックですとか属人化していないですとか、そういうところはどういうふうになっていますか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘でございますが、まず、他の自治体でも、今ご指摘にありました誤振込などの防止策でございますが、私どものほうでは、まず、この本給付金に関しては、1世帯10万円という設定に、設定自体がなっております。で、もう一つは、振込をある程度まとめてするとき、世帯数と合計金額のほうを担当者のほうで確認しておりますという二重のチェックをしております。で、合計金額と世帯数が合っていれば、1世帯10万円でございますので、誤振込はないという、そういった考えの下に、防止策を対応——講じております。（発言する者あり）あ、はい、失礼いたしました。職員も、二人体制でチェックのほうをしております。

○西岡委員 ダブルチェックですね。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

○西岡委員 はい、分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○河合委員 最後、1個だけ。

○池田委員長 はい。河合委員。

○河合委員 この家計急変世帯がですね、今、非課税世帯と同等の世帯に一時期なりますよね。ただ、年末に確定申告をしたときに、再就職をしてかなり収入が得たというときに、ここの給付金というのは所得扱いになるんでしょうか。

○大松生活支援課長 今の点については、所得にはなりません。

○河合委員 ならないよね。

○池田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 じゃあ、給付金——あ、すみません。給付金全てが所得にはならないということですね。

○池田委員長 この今回の給付金についてに限る質問ですよ。

○河合委員 そう。今回。

○池田委員長 はい。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 本給付金に関しては、所得とは計上されません。

○河合委員 はい。分かりました。

○池田委員長 よろしいですか。はい。

副委員長。

○飯島副委員長 今の河合委員の質問とちょっと関連するんですけども、この非課税—住民税がどのように課税されるかというのは、昨年度1年間のが、例えば令和3年度の収入によって、令和4年度が非課税になるかどうか決まるわけですよ。で、この時点で、いや現時点で、住民税が非課税世帯と同等の世帯、同等の収入というのは、半年の間でどういうふうに考えるんですか。（発言する者あり）だから、うん、いや—はい。

○池田委員長 ちょっと待ってくださいね。えーと……

○飯島副委員長 だから、住民税非課税というね、と同等のレベルの収入ということ、この半年の中で考えるということなんですか。

○池田委員長 生活支援課長。

○大松生活支援課長 失礼しました。はい。今、ご指摘のあったとおりでございます。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 そうすると、先ほどの河合委員への答弁で、1か月でもゼロだったらとおっしゃいましたよね。例えば、これ、6月ぐらいから周知するということですけども、じゃあ、6か月の間に1か月0があったら、それは非課税世帯と同等の収入ということになるんですか。6か月を足す—1年分と何かこう換算との関係ではどうなるんですか。

○大松生活支援課長 今のご指摘でございますが、ご指摘のとおり1か月の明細書を出してきて、半年分書けますので、その、今のご指摘のとおりになります。（発言する者多数あり）

○池田委員長 ちょっと休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時51分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○大松生活支援課長 ただいまの点でございますが、1か月でも急変して、例えばゼロになる世帯があれば、それで家計急変として申請して結構でございます。

もし、その後、例えば就職して収入があったとしても、それは結果的にそうなったのであって虚偽ではございませんので、この部分の申請が後で返還しないといけないということではございませんし、またその10万円が所得になるということもございません。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 ちょっと2点伺いたいんですけども、ゼロは極端な例であって、多少でもあったと。ただ、その場合の、多少でもあったというその収入の上限ですね。それが幾らかということと、ここで約120世帯と推定しているじゃないですか。これは、どうい

う根拠で120ということ、数字が出たのか。その2点、お願いします。

○大松生活支援課長 まず、ご指摘の1点でございますが、世帯によるんですが、単身の給与所得者ですと、月収8万円程度でございます。

で、もう一つ、この家計急変世帯約120世帯という根拠でございますが、まず非課税世帯の7%というのが、一応の国の方針ではございまして、これによりますと360ではございますが、ただ、前回でもご報告しました、その推定に対する実際の申請がございませぬ。4月25日の委員会で報告したところは、この360に対し13世帯、そして最新のちょっと、6月1日現在でも22世帯と、ちょっと、低い状態ではございまして、そのまま推定すると、実際と乖離するというおそれがございまして、実績ベースに合わせて120世帯というふうにいたしました。

○飯島副委員長 はい、分かりました。はい。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（1）令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についての質疑を終了いたします。

次に、（2）介護保険料の減免に係る規定整備について、執行機関からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、介護保険料の減免に係る規定整備につきまして、保健福祉部資料2に基づきましてご説明いたします。

初めに、規定整備の目的でございますが、前年度定めた新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対して、今年度も引き続き、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行うため、必要な規定を整備するものでございます。

また、併せて、災害により被災した者及び刑事施設等の拘禁者について、災害発生日または施設入所日の属する月から保険料の減免を行うため、必要な規定を整備するものでございます。

次に、規定整備の内容でございますが、（1）の新型コロナウイルス感染症に起因する減免につきましては、②対象年度は今年度に変更となりますが、①対象者及び③の減免額の減免要件につきましては、資料に記載のとおり、前年度、令和3年度と変更はございません。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。

（2）災害により被災した者及び（3）刑事施設等の拘禁者に対する減免につきましては、それぞれ災害発生日または施設入所日の属する月から、保険料の減免をできるようにするため、規定を整備するものでございます。

最後に、規定整備を行う条例につきましては、千代田区介護保険条例で、令和4年第2回区議会定例会に条例の一部を改正する議案を上程する予定でございます。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。なお、本件は第2回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いいたします。委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）介護保険料の減免に係る規定整備についての質疑を終了いたします。

次に、（3）いきいきプラザ一番町の指定管理者について、執行機関からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、いきいきプラザ一番町の指定管理者につきまして、保健福祉部資料3に基づきましてご説明いたします。

いきいきプラザ一番町指定管理者の指定手続きにつきましては、本年4月25日の当委員会におきまして、指定管理者候補の選定結果につきましてご報告をしております。

初めに、1番、経緯についてでございますが、いきいきプラザ一番町の現在の指定管理期間が、令和5年3月31日をもって終了することから、令和5年度からの指定に向けて選定委員会を設置し、指定管理者候補者を選定いたしました。

次に、選定方法等につきましては、公募で事業者を募集し、2法人から応募がございました。また、指定管理者候補及び指定管理期間につきましては、応募のあった2法人の提案を審査した結果、ほかの応募事業者を上回ったということで、資料に記載の社会福祉法人カメリア会を指定管理者候補者を選定しております。なお、指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間となっております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、令和4年第2回区議会定例会に、指定管理者の指定の議案を上程し、ご議決を頂いた後、次期指定管理者との協議、現指定管理者との引継ぎ等を行う予定でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は、第2回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）いきいきプラザ一番町の指定管理者についての質疑を終了いたします。

次に、（4）国民健康保険料の減免に係る規定整備について、執行機関からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 国民健康保険料の減免に係る規定整備について、保健福祉部資料4に基づき説明いたします。

規定整備の内容です。前年度定めましたコロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対し、今年度も引き続き、保険料の減免を行うべく規定を整備するものであります。

また、災害によって被災した者及び刑事施設等に拘禁等されている者について、災害発生日または施設入所日の属する月から、保険料の減免を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症に起因して、収入が減少した被保険者等に対する減免の概要でございますが、対象者、減免額と減免要件に関しては、昨年度と同じでございます。

資料裏面をご覧ください。

3、災害により被災した者に対する減免の概要、及び刑事施設等に拘禁等されている者

に対する減免の概要につきましては、災害発生日の属する月または刑事施設等に拘禁等されている——施設の入所日の属する月からということで、保険料の減免をする規定を新たに整備するものでございます。

今回の規定整備につきまして、区議会第2回定例会におきまして、条例改正の議案を提出させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は、第2回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（４）国民健康保険料の減免に係る規定整備について、質疑を終了いたします。

次に、（５）国民健康保険のオンライン手続きの開始について、執行機関からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 国民健康保険のオンライン手続きの開始について、保健福祉部資料5に基づき、説明いたします。

区民が区役所、出張所に来庁、来所することなく必要な手続きが可能となるよう、マイナポータルの機能の一つであります「ぴったりサービス」を活用して、オンラインで手続きができるようになるものです。

資料4、利用できる手続きに記載の項目につきまして、オンラインでの手続きが可能になります。ぴったりサービスの画面から区市町村名、千代田区、あと検索条件——ここでは国民健康保険になりますが——を選択、入力しますと、利用できる手続き、こちら4項目ありますが、手続きが表示されますので、対象の手続きを選択し、画面の案内に従って進めていきます。

画面上に手続き上の注意事項が表示されますので、手続きの内容を確認しながら進めることができます。オンライン化によりまして、パソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも手続きが可能になります。また、出張所での受付や郵送による申請と比較して、迅速に手続きが行えます。手続きに必要な書類を登録して申請をするので、区民の方にとって印刷や郵送コストの削減、またペーパーレスにもつながります。

今回導入する手続きでございますが、窓口、郵送を含めて、年間約2,000件ほどございます。で、オンライン化することによって、窓口での受付件数が減り、特に繁忙期は窓口が混雑することもあり、待ち時間も長くなるため、手続きの迅速化やペーパーレスにつながると考えております。

6月14日から手続きのほうは開始しております。オンライン化に際しまして、広報千代田、ホームページ、また昨日6月14日に送付いたしました今年度の保険料の決定通知に案内を同封し、周知を図るとともに、オンライン手続きに関して不明な点等の問合せには、丁寧に対応してまいります。

今回、オンラインで手続きができるようにはなりますが、窓口、郵送での手続きは、これまでどおり行っております。引き続き丁寧に対応してまいります。

説明は以上です。



○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 はい。ありがとうございます。この「ぴったりサービス」、マイナポータルのぴったりサービスって、子育て支援の例えば保育園の入園届も、今、オンライン化とかと言われている中で、この国保のほうも、例えば同じそのシステムを導入、ソフトを通して導入しているのか、単独でこの国保だけをやっているのか、全庁的にどういうふうなソフトを入れていらっしゃるんですか。統一していらっしゃるんですか。

○辰島保険年金課長 今回、ぴったりサービス導入に際して入れましたが、現在、西岡委員ご案内のとおり、子育て部門で使用、常に入っております。そこにまた、プラスオンしたということになっております。で、新たに何か別途、何か構築したということではないです。

○西岡委員 分かりました。ありがとうございます。そのほうが全庁的にもサービス向上につながるかなと思いますし、使い手側も便利になると思うので、引き続きお願いしたいと思います。

もう一点、国保のほうは、将来的に、今、昨年、この厚労省のほうが科学的介護情報システムって、L I F Eを導入したことで、今後その国保の状況を鑑みて、何かこう情報を吸い上げながら、将来的に連携というのもあり得るんですか。

○辰島保険年金課長 今回、初めてオンラインの手続を始めたところでございます。一方で、今ご指摘ございました、そういった国等の動きもございます。まず、このオンライン手続の状況がどんなものかちょっと踏まえつつ、また併せてそういう国の動きも勘案しながら、今後こういった仕組みがいいのかを、ちょっと検討、研究しながら進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○西岡委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。はい。

ほかにごございますか。

○岩佐委員 ちょっとイメージがつかないんですけれども、まずこれは、1番から4番までの加入したい人とか脱退したい人とかだけではなく、日常的に、例えば、もう既に加入をしていて、引き続き国保なんだけれども。で、この間からオンラインじゃなくて、お金も払えるように変更ができましたというのもご報告いただいておりますが、例えばその人が、確認書の手続というののためだけにオンライン手続を取ることが可能なんですかという。つまり、脱退とか、スタートとか、終わりではないタイミングで変わることは、このオンラインでの管理にしてもらえる、そういう考え方でいいのか。その申請のためだけなのか、そこで引き続き、ここでオンラインで自分の番号を登録することによって、例えばほかに、ジェネリックにしましょうよとか、あんたはこれぐらい使っていますよみたいなお知らせとかをかなり出していると思うんですけれども、そういったものも全部ペーパーレスできるようになったりするのか。

また、特に障害とか難病とかだと、国保の人とかも、またそういうリンクした情報を提出しなきゃいけないということがありますので、そこに関しても、ここで登録しておけば、少し、マイナンバーでも何とかかなると思うんですけれども、そこでまた手続が簡略化されるのかという、そのことについて、もうちょっとご説明いただけますか。

○辰島保険年金課長 失礼いたしました。今回利用できる手続なんですけど、資料4に記載

しているところでございます。例えば、主立ったところだと、今、会社で入っている健康保険をやめて脱退する場合ですとか、あとは逆に、今回会社に勤めるので、国民健康保険——あ、ごめんなさい、をやめる、抜けるですとか、会社の健康保険をやめて国民健康保険に入るですとか、ちょっとそういったところの手続になります。特に会社勤めをされている方が、昼間、区役所や出張所に来られないことが、なかなか来るのが難しいというところを解消するようなところで今回始めているものです。今、ちょっと岩佐委員からご指摘のございました障害の方ですとかそういったところまでは、まだ今回は対象とはしてございません。

今後、オンラインの手続の、ちょっと始めてみて、また運用をしていく中でそういった項目も増やす必要があれば、またそこは、その時点でまた考えていくようなことで今考えております。

で、すみません。マイナンバーの話があったので、今回、申請するに当たっては、マイナンバーカードは利用はしないで、個人番号、12桁の番号を入れていただくようなつくりで今、今回は手続できるような設定をしております。

以上です。

○岩佐委員 そうすると、一応この周知というのは、国保だよりに周知した場合は、国保のこれから脱退する人を対象ということと、あとは紛失した人が対象で、さらに——あ、でも、その後に確認書の手続というのは、国保を持っている人でも誰でも、このマイナポータルで使えるということでもいいでしょうか。

○辰島保険年金課長 今ご指摘のございました、そうですね、国保だよりに、今回、そのオンライン化しましたという案内を入れております。確かに、実際、今、国保に加入している方に対する案内になっているので、例えば脱退の手続とかということとか、多分、今回で主に想定されるかとは思いますがけれども。

あと、納付額確認書の交付。こちらは、例えば確定申告でご自身がどのくらい納付したのかを記入していただく場合の書類でございます。こちらについては、ぴったりサービスを使っても交付手続になるんですが、ここではちょっとマイナンバーは、入力のほうは必要ないようにしております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

あと、区民の印刷・郵送コストの削減、ペーパーレス化と書いてあるんですけども、それは手続のみのペーパーレス化ということで、手続した後に、様々、いろんな国保の手引とか冊子とかを送ったりしているものは全てペーパーで、通常どおりアナログでやるということに変わりはないんでしょうか。

○辰島保険年金課長 紙の手続をした保険証に関しても、現在と同様には簡易書留で郵送するような形になります。確かに、今回、なかなか、全てデジタル化というのはなかなか難しいので、今後できるところから、もし進められたらということをやちょっと、適宜研究していきたいと思っております。

○岩佐委員 はい。最後、最後。

○池田委員長 はい。岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。すみません。嫌みを言ったわけじゃないんですけど、マイナポータルの1機能として増やしていくと、これはまた、すごくいいと思うんです

けれども、区は区でデジタル化を、DX化をというのを随分やっていて、それが何年の到達点になるのか分からないんですけど、そのときに、このマイナポータルサービスと、その区のサービスのDX化と、ちょっとそこが見えなくて。で、じゃあ、いつ、このマイナポータルでやっている限りは、例えばその後の維持管理に関しては、結局今の区のやり方でやるしかないから、そこにDXが進んだときに、このマイナポータルのところが統合されるというイメージを持っていて、最終的には全てがオンラインで可能なんだよねと。情報の授受もオンラインでできるようになって、申請も支払いも全部オンラインだよなということを目指して、そこに行くのか、ちょっとそこは。もしこれ、五月雨式に使えるものをどんどんDX化をやっていると、これとこれとこれは最後につながらなくて全部ソフトがばらばらだよなみたいな、昔のガラパゴス化したケータイみたいになるんじゃないかと思うので、ちょっとそこの、何ていうの、計画というのを教えていただけますか。

○池田委員長 まあ、全庁的にどういうふうな考えもあるのかということもあるのかもかもしれないんですけども、今、新たに今回から導入するということで、どこまで先を見据えているのかなという質問かと思うんですけども。

○岩佐委員 答えられないね。でも、やっちゃう……。 （発言する者多数あり）

○池田委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 区全体のDXの考え方との整合ということでございますので、私のほうから概括的なご答弁をしたいと思います。

まず、将来的には、今、岩佐委員ご指摘のとおり、区としてこのシステムを統合していくという、この考え方には変わりございません。ばらばらということではなく、そういうことのないように、今、デジタル担当のほうも、全庁的に進めているところでございます。

ただ、今回は、そうはいても、ぴったりサービスという既存のサービスがございますので、少しでも利用者の利便性を図るという意味で、担当のほうもこういった方法、方策があるので考えて、今回進めるものでございます。

そういった意味で申し上げれば、最終的には、システムはばらばらで独立してやっているということにはございません。それは、はっきりと区の方針としてデジタル化を進めるということで、進めてまいります。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。はい。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 私も、この効果の中の3のところ、うーん、こう、一々書くほどのことかなというふうには思っているんですね。で、この、今までのやり方だと、加入とか再交付という場合も、出向いて行って申し込んで、そこで再交付とか加入の保険証は頂けないわけですよ。後から送ってくるわけですよ。そこは同じなわけですよ。そうすると、郵送コストというのは、あんまり変わんないんじゃないのかなというふうに思うんですね。

で、このコストの削減が見込まれるという額は、どのぐらいを想定されているんですか。

○辰島保険年金課長 すみません。ペーパーレスと郵送コストの削減というのは、申請する側の方が、今回、ぴったりサービスの中で、そういった必要、これまで提出、届出、申請する際につけてもらっている、例えば、加入する場合ですと、健康保険の資格喪失証明

書ですとか、あるいは新しい会社の健康保険証ですとか、そういったもの——新しい会社、就職した場合ですよね。保険証とかの写しを出す——つけて提出していただくんですが、それをぴったりサービス上で添付することによって、例えば、これまで郵送でお客様が出していたものが、その郵送すること、郵送で提出することなくその場で提出できるということで、郵送と、あとペーパーレスのことをちょっとうたったものでございまして。実際に、また届けを受けてから役所の側で、保険証ですとかを送るのは郵送ですので、そのコストまでは、まだ研究をちょっとしていないので、すみません、ちょっと、分かりにくいかもしれないんですけど、今回、ここで言う郵送コストというのは、区民の側の方の郵送コストの削減につながるということで、ちょっと記載したものでございます。

○飯島副委員長 そういう添付書類なんかは、今までも区役所や出張所で手続をするときに持参して、渡しているわけですよ。郵送はかかっていないんですよ。郵送代はね。で、それが、今度はパソコンなりスマホなりでできるということになって、そこに入力をすればいいということで、郵送代はかからないということで、それは同じなんじゃないんですか。書類は持っていくわけなんだから、以前は。以前というか、今までも必要な資料は持っていく、持参するわけですよ。

○辰島保険年金課長 すみません。郵送で手続を申請する際に、結局、申請書は郵送でも受けたりはすることもあるので。

○飯島副委員長 えっ。

○辰島保険年金課長 こういう場合、郵送代はかかると思います。

それから、窓口に来ることによる、そういった負担も、今回、ぴったりサービスを活用することで、少しは軽減されてくるんじゃないかなと考えております。

○飯島副委員長 いや、はい。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 ちょっと何かますます分かんなくなっちゃったんですけど、今までは、加入したい、脱退したい、なくしちゃったから再交付というときには、郵送で申し込むことはできなかったんですよ。行かなきゃいけなかったんですよ。出張所なりに。だから、それが大変だから、簡略化するためにオンラインでできますよというふうに変え、それを付け加えたんじゃないの。今までも郵送で、そういう手続はできたということですか。

○池田委員長 休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時21分再開

○池田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○辰島保険年金課長 失礼いたしました。今回、ぴったりサービスを活用してオンライン手続を始めるところでは、区民の方の利便性をもちろん考慮して、勘案しての、始めるものでございます。で、区民の方が、郵送するとかそういった手間を少しでも省けるようにということで、今回、導入を始めたところでございます。

○池田委員長 はい。

まあ、まだ初めですから、しっかりといろいろ対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに。

○西岡委員 1点だけ。実は、ぴったりサービスの件で一般質問を、私、前にさせていただいたので、ちょっとお聞きしたいことがあって、手短に。

これ、実はもう既に、ほかの23区内でも、とっくに始まっているんですね。で、うちはすごい出遅れた感があるんですけども、その辺、どうしてこうなってしまったのかというのと。あと、他区がもう既にスタートとしているのであれば、その辺の課題ですとかそういうのも情報共有したほうがいいと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○辰島保険年金課長 今、ぴったりサービス、国民健康保険の部門のことで、ちょっと説明させていただきますと、ぴったりサービスを用いて手続を行っているのは、板橋区だけなんです。で……

○西岡委員 全国を含めて。

○辰島保険年金課長 ちょっと、23区で調べたところで、ちょっと申し訳ございません、23区の中で、オンラインを行っている区は、ほかの手だてを使いながらやっているところもあるんですけども、ぴったりサービスを利用している区は板橋区のみということが今の現状です。

で、実際、これから、昨日から千代田でもぴったりサービスでの、国民健康保険の手続を始めたところでございます。実際、先行しているやっている板橋区に、どんな状況なのかちょっと聞きながら、参考にさせていただきながら、進めていきたい、運営していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○西岡委員 ほかのオンラインサービスを使っている23区は、もちろんあると思うんですけども、全国的に、すみません、私も、ほかの23区内と言いましたけども、全国的には、多分、千代田区は出遅れた感があって、ぴったりサービスってすごく、もう、今、沖縄から北海道まで、もういろんな自治体で既に始まっているので、そういう日本全体で見たときに、すごく出遅れた感があるなというふうに思っています。

なので、今おっしゃったとおりで、23区で、国保に関してのぴったりサービスが板橋区だけなんですかね。それであれば、もちろん情報共有も必要だとは思いますが。

○辰島保険年金課長 国保の関係の手続のみで言いますと、ぴったりサービスを活用しているのは、23区では板橋区のみです。

○西岡委員 というと、ぴったりサービス全体で言うと、ほかの23区の情報も、今、得ていない状況ですか、福祉のほうで。

○辰島保険年金課長 ほかの21区では、ぴったりサービスを利用して国保の手続をしているところは、ございません。

○池田委員長 ありません。

○西岡委員 分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○河合委員 一つだけ確認を。このオンラインの手続に関しては、国のDX戦略、情報の一元化、今、各自治体に求めていますよね。それで、今回の千代田区の予算も、リプレースの費用がかなり計上されていると。その流れの中でやっているということで、別に千代

田独自にやっているということではなくて、そのDX戦略の中で一つの位置づけとして、情報の一元化ということでこれを行っているという認識でよろしいのでしょうか。

○辰島保険年金課長 河合委員ご指摘のとおりで進めていると認識してございます。

○河合委員 いいんだよね。オーケーです。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは（５）国民健康保険のオンライン手続きの開始について、質疑を終了いたします。

次に、（６）令和４年度後期高齢者医療制度について、執行機関からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 令和４年度後期高齢者医療制度について、保健福祉部資料６に基づき説明いたします。

１０月１日から窓口負担割合が、現行の１割または３割から、１割、２割、３割の３区分になります。また、今年は被保険者証の一斉更新の年で、平年ですと、７月に被保険者の方全員に交付をしておりますが、今年は１０月からの窓口負担の変更、見直しに伴いまして、７月と９月の２回、全員の方に被保険者証を交付いたします。

窓口負担見直しですが、令和２年１２月に全世代型社会保障改革の方針が閣議決定をされ、それを受けて、３年６月に法改正が行われ、国会で成立、今年の１０月１日から実施するものであります。

２割になる方は、１割負担の方のうち、一定以上所得のある方、課税所得が２８万円以上、且つ、「年金収入」プラス「その他の合計所得金額」が、単身世帯で２００万円以上、複数世帯の場合、３２０万円以上の方でございます。

国、厚生労働省では、全被保険者の約２０％が、この２割になる対象になるとしております。東京都後期高齢者医療広域連合では、千代田区本区の被保険者約６,０００人のうち、約１,０００人が対象になるとしております。

自己負担が「２割」になる方への負担軽減で、令和４年１０月１日から３年間、外来医療にかかる負担増加額の上限が、一月当たり３,０００円までとなります。上限額を超えた分は、高額療養費として後日支給されます。

２枚目の資料としてカラー刷りのもの、今回の見直しに関しまして、東京都後期高齢者医療広域連合で作成しているリーフレットを、参考としてつけさせていただきました。後ほどご参照していただければと存じます。

被保険者証の２回交付についてですが、今年は被保険者証の一斉更新の年に当たっております。平年ですと、７月に被保険者全員に交付をしておりますが、１０月からの窓口負担の変更に伴い、９月にもう一度、被保険者全員に交付することから、今年は７月と９月と合わせて２回の交付となります。

７月に交付します１回目の被保険者証の色は藤色で、有効期間は今年の８月１日から９月３０日までです。９月に交付する２回目の被保険者証の色は青で、有効期間は令和４年１０月１日から令和６年７月３１日までになります。

現在、周知用のポスター、リーフレットを東京都後期高齢者医療広域連合で作成しており、今月中旬頃に入手予定でございます。入手次第、掲示板への掲出ですとか、町会長、

婦人部長、民生委員等への周知、広報千代田、ホームページへの掲載等を予定しております。また、1回目の保険証の送付時、2回目の保険証送付時に、チラシ、リーフレットを同封する予定です。

今回、窓口負担割合の見直しですとか、被保険者証が2回お手元に届くなど、平年と異なり、問合せが多くなることが想定されます。混乱のないように、丁寧に対応してまいります。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

○飯島副委員長 この窓口負担の見直しなんですが、この広域連合が出したチラシを見ますと、これの裏側のところで、見直しの背景というのがあります。ここで最後のほうに、「現役世代の負担を抑え、」というふうに書いてありますけれども、これは、どのぐらいの金額が抑えられるんでしょうか。

○辰島保険年金課長 すみません。ちょっと、今、どのぐらい抑えられるのか、資料等、示しがちょっと持ち合わせがないので、ちょっとまた改めて調べさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○池田委員長 はい。それでは、それについては――副委員長。

○飯島副委員長 まあ、改めてというほどでもないんですけども、国会での参考人の質疑なんかの中でも、このやり取りやら、行われているんですね。それで、年間で700円ぐらいというふうに、参考人の方が答弁されていて、で、700円の医療保険料というのは、現役世代ですから事業主負担が半分あるわけですよ。だから、現役世代の方個人にしてみれば、年間で350円程度、月にすれば30円程度というふうに、国会の中の論議では明らかになっているんですね。

で、それが現役世代の負担を抑えるということだったら、1人当たり月30円ぐらいの負担というのが、それが減るということになるというふうになっているんだけど、それと、一方では、そんな少ない負担減では駄目だから、もっと減らすために、もっと上げなきゃいけないと、高齢者の窓口負担を上げなきゃいけないという論議もあるぐらいなんですね。

そうすると、何か、これがまた、現在3割負担の方がもっと、4割負担とかになって、それで、また一定所得のある方が3割とか、で、1割負担の方なんかなくなっちゃって2割負担になるだとかね。そういう方向につながってってしまうんじゃないかなという心配もあるんですね。これは、広域連合ということなので、区が、なかなか直接どうのこのということができないということは重々承知の上で言っているんですけども、やはり、負担感というのは免れないと思うんです。

それで、この資料の中で、窓口負担の見直しのところで、配慮措置って、まあ激変緩和措置というんですかね、配慮措置というのがありますね。ここで、3年間は、増額の上限を3,000円とするというふうになっています。で、増減額の上限が3,000円であっても、その3,000円は確実に上がるわけですよ。結局、その負担感があるということで、その措置というのが3年間というふうになっていますね。この3年間というふうになっているその期限というのは、何か意味があるんですか。

○辰島保険年金課長 るる副委員長からご指摘いただいております。

まず所得の基準として、多分この令和2年の方針を定める際にも、幾つか選択肢を考えながらの中で、今回、所得基準というのを設定されたんだというふうに、ちょっと、承知してございます。

で、確かに、配慮措置、負担軽減措置ということで、窓口負担の上限額、1か月、一月当たり、最大3,000円までということで、確かに3,000円は増える、少なくとも上がってしまうというのは確かに事実だと思います。

で、ここで3年にしたのは、多分、（発言する者あり）これも結局、どういう形でなのかは、意図はちょっと、はっきりとは承知していないんですが、これは多分、法律、法の中でそういったことを定めて、施行後3年間は軽減措置を行うということで定められたのだというふうに、ちょっと考えております。

で、確かに負担感ということで、副委員長から意見を何回かご指摘いただいておりますんで、広域連合と接触する機会ですとか、あるいは後期の担当の課長会とかも開催されております。そういったところで、ちょっとそういった情報提供、交換をしながら、広域連合にも話を伝えながら、今後どういう運営になっていくのかということもちょっと研究していけたらなと考えてございます。よろしく申し上げます。

○飯島副委員長 広域連合の中での課長会だとか、あるいは委員も出ているわけですからね、議会からも。だから、そういうところで、やはり、そこら辺のことをきちっと把握していただきたいというふうに、委員長にもお願いしたいと思います。

○池田委員長 はい。今、副委員長からご指摘をもらいまして、確かに今後、まだまだ後期高齢者医療の広域連合が開催されていきますので、私も委員として参加させていただいて、しっかりこちらの委員会にも回答ができるように努めたいと思います。はい。よろしくお願いたします。

ほかにございますか。

○河合委員 この保険証のこと、まあ、千代田区がどうこうできる問題じゃないんですけども、ぜひ国に言ってほしいのは、高齢者の、70歳以上かな、今2割の負担ですよ。で、現役所得の人は3割と。健康保険。今、二つ持っていかなきゃいけないんですよ。普通の健康保険と、あなたは3割ですよと、私の場合ね、3割ですよという保険証と2枚持っていかなきゃいけない。一つ忘れると、後でまた提出しに行ったりとか、非常に手続きが面倒なんで、健康保険証1枚で全てできるようなことを、これ、千代田区が作るんじゃ、国が送ってくるからしょうがないんだけども、その辺は、非常に使い勝手が悪いよということ、ぜひとも、言っていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○辰島保険年金課長 国保の負担、70～74歳の方のことをおっしゃっていらっしゃるんだと思います。今、河合委員からご指摘いただきました意見、そういう、担当課長会等もございまして、その中で、ちょっと話をし、ほかの区との情報交換もしながら、また、その場には東京都のスタッフも来ておりますので、そういったところもちょっと意見交換をしながら、皆さん、被保険者の方、利用しやすいものが何なのかもちょっと研究していけたらと思います。よろしく申し上げます。

○河合委員 ぜひ、お願いをしたい。私も、この前、ちょっと皮膚科へ行って、私以外にもそういう人が何人かいらっちゃったんで。忘れちゃったとか。非常に使い勝手が悪いかなと。ぜひその辺はよろしくお願をしたいと思っています。



以上です。（発言する者あり）えっ。

○池田委員長 はい。どうぞ。答弁から。保険年金課長。

○辰島保険年金課長 改めまして、そういったご意見を頂きましたので、課長会の場ですとか様々な場で、意見交換の中で、意見として述べて、今後の運営に反映できるように努めてまいります。よろしくお願いします。

○河合委員 よろしく。

○池田委員長 はい。

ほかに。

○岩佐委員 2回交付についての事前周知を、7月上旬に予定しているときに、発送のときに注意喚起するリーフレットを同封するというんですけど、そのリーフレットというのは、こちらを予定しているのか、独自で作られるのか。

○辰島保険年金課長 現在、東京都後期高齢者医療広域連合で作っているリーフレット類は、本日、参考書類でつけたものとはまた別のものになります。で、20日に、今、入手する予定でございます。入手されましたら、また、委員の方々に、ポストのほうにちょっと入れさせていただいて、ちょっと情報提供をさせていただきたいと思っております。

そこには、保険証の色がこういう色で、カラー刷りで、色、1回目が藤色、2回目が青色とか、そういうものが示されてございますので、ちょっと、今日、モノクロで分かりにくいかと思うんですが、ちょっと見やすいものになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員 そうですね。この今日のお知らせだと、めちゃくちゃ分かりづらくて……

○池田委員長 分かりづらい。

○岩佐委員 要はこれ、値上げします、でも、まあ3,000円までのちょっとした激変緩和のための措置があります、と。重要なのはそこなんですけれども、特に値上がりの情報って、みんなちょっと心が閉ざされて、読みたくない情報なので、分かりにくく書かれちゃうと、本当に窓口での混乱とか負担感が増しますので、ぜひちょっと、もう振り仮名もつける、でっかい字で書くとか、そういった形でのキャッチーな工夫をしていただいて、で、分かりやすく。で、また事前にご相談を、特に、うちはどうなのかというところを、これ、各医療機関でやってもらってもしょうがない話ですから、区役所のほうで相談を受けてくださることとか、それから、高額療養費の事前申請を、これまでも書いてあるんですけど、これは本当に、実は分かりにくくて、それで毎回、都度、該当するような人であれば、もう、今のうちから登録しておいたほうがいいのか、そういったことも含めて、やはりちょっと周知を。さらに周知のその内容だけではなくて、医療機関にもちょっとご協力いただいて、特に地域の医療機関に貼ってもらうようなものをしていただいて、周知にちょっと、丁寧な周知をお願いします。

○辰島保険年金課長 ご指摘ありがとうございます。今回お配りした資料は、そうですね、窓口負担の見直しに関するリーフレットでございまして、保険証が2回交付されますということが、ほとんど触れられていないもので、現実には、今、その2回交付に関するそういったビジュアルのものがないんですね。で、今回も20日に入手予定というところで、それで初めて見られるようなところもあります。

これ、広域連合からは、医師会のほうにも同じように、ポスター、リーフレット類は送

付される予定になってございます。同じタイミングです。なので、医師会の方々、もちろん病院の方にもご協力いただけたらというふうに思っております。

また、実際、役所のほうからも、こうやって周知をしていくに当たっては、被保険者の方に分かりやすく案内できるように、ちょっと努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○池田委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（6）令和4年度後期高齢者医療制度についての質疑を終了いたします。

次に、（7）武田社ワクチン（ノババックス）の導入について、執行機関からの説明を求めます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 では、私のほうから、保健福祉部資料7に基づきまして、説明いたします。

武田社ワクチン（ノババックス）の導入についてということで、まず、1番、導入の考え方です。

接種後の副反応がより軽いとされているノババックスワクチンを導入することによって、副反応等を懸念して接種をためらっていた区民に、新たな選択肢を設け、3回目以前の接種が済んでいない方に対し、より接種を行いやすい環境を整えるというものでございます。

2番、各種ワクチンの比較を記載させていただいております。ポイントをかいつまんでお話をさせていただきますと、まず対象のところですが、ファイザー、モデルナと異なりまして、ノババックスは3回目までとされております。

また、年齢ですけれども、ファイザーは12歳以上ですけれども、ノババックスは18歳以上ということになっております。

また、一番下、保管方法ですけれども、ノババックスは2～8℃の冷蔵保存、冷凍は不可となっております。ファイザーやモデルナと比較すると、比較的保管が容易なワクチンとなっております。

3番、接種場所です。総合健診推進センター、いわゆる結核予防会で接種会場を設けます。

4番、接種開始時期ですけれども、7月8日金曜日から実施をする予定です。以降、毎週金曜日に、50人ずつの接種枠を設けてまいります。

5番、広報・周知です。6月20日号の広報千代田では、まず武田社ワクチン（ノババックス）を導入しますということで、場所や詳細等は後ほどホームページでお知らせしますよという形で周知させていただきまして、その後、7月5日号の広報千代田では、具体的な場所や日時など、詳細をお知らせする予定です。

私からは以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 はい。ありがとうございます。これ、毎週金曜日に50人で、千代田区で接種枠を設けるんでしょうけど、今後、さらに増やすことは可能なんですか。どのくらいを見込んでいらっしゃるんですか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 予約状況によって、今後ワクチンの配給を増やすなど、そこは予約状況を踏まえて柔軟に対応しようかと思っております、50人については、ほかの自治体ですとか東京都の予約状況なんかを少し参考にさせていただいて、一旦は50人からスタートさせていただいて、その後また、申し上げたとおり予約状況を踏まえて、増やしたりということは考えております。

○西岡委員 よろしくお願ひします。

○池田委員長 よろしいですか。

○西岡委員 はい。

○池田委員長 はい。

ほかに。

○米田委員 これで3回目を、いわゆる副反応でためらっていた方とか、そういった方用というのはあると思っているんです。で、そういった方用にやるに当たって、どういうふうな広報をしていくかというのを、ちょっと教えていただきたい。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 まず、こちらにも記載してあるとおり、広く広報、ホームページでの周知というものは、6月の下旬頃には実施したいなというふうに思っております。

また、障害がある方など、副反応を懸念していらっしゃる方も一定数いるかなというふうに思っておりますので、えみふるですとかモフカとも連携して、周知を広げていきたいなというふうに思っておりますし、あとは個別のクリニックや医療機関にも案内をさせていただいて、患者さんへの周知をお願いしたりですとか、あと、このほかにも、出張所ですとかあんしんセンターなどとも協力して、広く周知を図ってまいりたいなというふうに思います。

○米田委員 ぜひともお願いしたいと思ひます。

で、今、区でやっているホームページのところも、今きれいに、周知していただいているので、こういったことも広報で、広報というかホームページの中でしっかりやっていただきたいなと思ひますけど、いかがですか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 区のホームページのほうでも掲載させていただきつつ、より目立つように分かりやすく、ノバボックスを導入しますよということでお知らせをしたいなというふうに思っております。

○池田委員長 はい。いいですか。はい。

ほかにございますか。（発言する者あり）

○岩佐委員 関連で。

○池田委員長 関連で。岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。今の米田委員の周知の件で、SNSは、何かわざわざいつもワクチンというボタンがあった気がするんですけど、そこでは更新されないんですか。そこからだと予約はできないということなんでしょうか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 ホームページのほかにも、SNSですとか、そういったものを使って、周知はさせていただきます。で、そこから入ると予約サイトのほうに飛ぶようになっております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 対象者なんですけども、3回目以前の接種が済んでいない方となっていますよね。そうすると、もう3回打っちゃったんだけど、どうしても副反応が非常に出ている人が、4回目を打つのは嫌だなと思っている方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方は対象には、まあファイザー、ファイザー、ファイザーを打って、もうやめようと、4回目を打つのは。という方もいらっしゃるかもしれない。その人がノババックスだったら、もしかしたら接種してみようかなと思うときは、これは対象外ということになるんですかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 ノババックスワクチンは、まだ4回目接種として薬事承認されていないということもありまして……

○河合委員 あ、そうか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 この場合は対象外となります。

○池田委員長 対象外。はい。そうですね。はい。

○河合委員 あと一つ。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 あと、抗体の数が、よくファイザーよりモデルナのほうが多くできますよということでモデルナを選ぶ方もいらっしゃるんですけども、実際ノババックスというのは、この二つ、ファイザーとモデルナと比べて、どうなんでしょうか。その辺、分かれば教えてください。

○原田千代田保健所長 実は、副反応が非常に軽い分、抗体の上昇もやや低いかなということで、効果を期待される方は、やはりファイザー、モデルナのほうがよろしいかと思えます。

○河合委員 ありがとうございます。

○池田委員長 ほかにございますか。

○飯島副委員長 これ、副反応という点なんですけど、全くないわけではないんですよ。で、軽いとされているというその根拠ですかね、治験だとか、いろいろあったと思うんですけども、そこら辺のところを伺いたいことと、ファイザー、モデルナと違う点を素人に分かりやすく、ちょっと説明してほしいんです。幾らいろいろ調べて読んでも分からないんですよ。そこを分かりやすくお願いします。

○原田千代田保健所長 まず、副反応については、大体、大体ですよ、大体、40かな、3割減ぐらいと考えていただいていると思います。かなり低いです。

○飯島副委員長 低い……

○原田千代田保健所長 ただ、日本人のデータが、今、大分そろってききましたので、それで見ますと、一番皆さんがお気になされる発熱については、2回目が、ファイザー、モデルナですと、大体4割ぐらいの方が出るとは思いますが、これが、まだ人数は、数少ないんですけども、6%という数字があるんです。なので、この熱は少ない。ただ、ほかのものはそれなりに、3割減ぐらいでは出るという感じです。

で、この仕組みなんですけれども、ファイザー、モデルナは、遺伝子のかけらを脂の粒で包んで、非常に壊れやすいので、脂で包んで体に入れるんです。ですけれども、ノババ

ックスは、昔からある、ほかの動物の細胞で合成しまして、同じスパイクを、もう合成して作ったものを、体に入れるんです。なので、そのたんぱく質も、できているたんぱく質なので、これは安定しています、とても。簡単には壊れない。なので、脂の膜で包む必要もないので。ファイザー、モデルナが熱が出やすいのは、その遺伝子を包んでいる脂の膜、これが結構熱が出やすいんです。で、これを使わずに済むので、ノバックスは熱が出にくい。ちょっと分かりにくかったですかね。

○飯島副委員長 分かったような、分からないような。

○原田千代田保健所長 要は、もう出来上がったたんぱく質を使っているのがノバックス。で、たんぱく質は——たんぱく質ではなくて、遺伝子、メッセンジャーRNAという遺伝子を体に入れて、体でつくらせるのがファイザー、モデルナ。基本的にはそういう違いです。（発言する者あり）そうです、おっしゃるとおりです。

○飯島副委員長 そうすると、体に負担が少ないということなんですね、このノバックスというのは。そうとも違う。（発言する者あり）

○池田委員長 これは副反応が低いので、負担というか……

○原田千代田保健所長 そうですね。委員長、保健所長。

○池田委員長 はい。もう一回、保健所長。

○原田千代田保健所長 そういうんで、発熱が少ないという意味では、おっしゃるとおりです。ただ、それだけ、効果もやや低いという特徴があるということは、ご理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○飯島副委員長 そうすると、先ほどの河合委員の質問ですが、今、もう3回打ってしまって4回目を考えている方というのは対象ではないということで、新たに3回までの方だったら、受けますよということなわけですよ。うーん。

で、これ、区として確保の量というのは、ある程度あるわけですよ。それぞれの、ファイザーにしよ、（発言する者あり）モデルナ、今度の分として。これは、千代田区のほうからの希望でもって確保ができるんですか。それとも、あてがわれるというか、国なり東京都なりから、おたくはこうですよということで配分されるのか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 モデルナにつきましては、比較的希望量があるまま届く傾向が強いです。で、ファイザーについては、やや調整が入る余地があるというのが状況です。

ただ、いずれにしても、今のワクチンの確保量からすると、その4回目接種を区民に打てる、対象者に打てるほどのワクチンは確保できております。

○飯島副委員長 何か自治体によっては、保管がちょっとうまくいなくて廃棄するだとか、そんなところも出てしまっているというようなニュースも見ましたが、この千代田区の、もう、高齢者の場合には3回打った人が八十何%とか、そのパーセントが出ていますよね。それと、今保管されている、確保している量というのは、割とこう、整合性は取れているんですか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 まあ、見込まれる接種の対象者、人数と比較して、もちろん、多少の余剰は必要なので、それを上回る、その余剰分も含めたワクチンを確保しております。

○飯島副委員長 そうすると、この保管の欄のところ、12か月だとか9か月だとか、

いろいろ、1か月だとかと書いてありますね。で、これをもって、入ったときというか、製造からですかね。期限というのがありますよね、賞味期限みたいな。で、そのところはきちっと、無駄なく今のところ使えているという、そういう状況でよろしいのでしょうか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 現時点では、ファイザーであれば、個別の医療機関にお渡しをしたりですとか、モデルナであれば、集団接種会場ですとか、そういったところにうまく配分をしまして、できるだけ在庫を多く抱え過ぎないように、調整をしながらやっているところでございます。

○飯島副委員長 はい。最後ね。

○池田委員長 はい。最後で。副委員長。

○飯島副委員長 そうすると、このノバボックスについても、1週間に1回、50人の接種枠を設けるというのは、これは、もう予約ということでももちろんやっていくわけですから、その状況を見て、確保している。今、今はどのぐらいの、何人分ぐらいを千代田区としては確保はされているんですか。何人というより、何回と言ったほうがいいですかね。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 現時点では400回分を確保しております。で、そのうち、ちょっと余談的な話にはなりますけど、100回分は急遽東京都から融通、譲り受けて、確保したものです。あと、残りの300回については、国に必要な量としてお願いをしたものです。

で、先ほど西岡委員のご質疑の中にもありましたとおり、一旦これで進めさせていただいて、予約状況を見て、また足りないようであれば、国に追加で（発言する者あり）発注をお願いするというところで考えております。

○池田委員長 はい。そうですね。はい。

○飯島副委員長 いいです。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。これにつきましては、新しく導入していきますから、ここ2回ほどワクチン接種の状況の報告はないので、また次回以降で報告として上げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。はい。

それでは、（7）武田社ワクチン（ノバボックス）の導入についての質疑を終了いたします。

次に、日程2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から、何かございますか。

○佐藤福祉政策担当課長 それでは、福祉政策担当課長から個別避難計画の作成に係る調査票の発送についてご説明申し上げます。

令和3年度に1回目の調査票の発送及び計画書の送付を行いました個別避難計画でございますが、令和4年度も継続的に進めてまいります。令和4年度は、2回に分けて発送いたします。その1回目の発送を6月下旬に実施いたします。

その周知につきましては、広報千代田6月20日号、区のホームページでの周知のほか、関係機関、会議体等へのご説明を行いながら進めてまいります。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。この件につきまして、よろしいでしょうか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに執行機関はありませんか。（発言する者あり）はい。よろしいですね。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時00分閉会